

議会運営委員会会議録

令和7年5月21日（水）

（開 会）13：41

（閉 会）13：46

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 日程の順序変更について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

今回の委員会は、市長以下、執行機関の出席は求めない運営としておりますので、ご了承ください。

昨日、川上委員のほうから質疑が出ておりましたので、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

本日の議会運営委員会は、案件として「1 議会の運営について」、「2 議長の諮問について」、「3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について」ということで、内容は、日程の順序変更ということになっております。

昨日、お尋ねしたのは、せんだって本会議において、議会運営委員の選任並びに常任委員会委員の選任について否決となっております。そのことを考慮すれば、飯塚市議会委員会条例第3条、常任委員会に関する規定、第4条、議会運営委員会に関する規定で、その任期について着目すればですね、後任が決まるまでは、ただし書において、現在の委員が継続するという事になっているわけですから、その点でいえば、先ほど言いました本会議での議会運営委員の選任の否決、常任委員会委員の選任の否決を受ければ、そのままの形で、現在のそれぞれの委員会が存続しているわけですから、日程の議案の提案理由説明、質疑、委員会付託に入っていくべきではないかと、それについてどういう判断だろうかということを聞いたわけですね。

○議会事務局次長

ご質問に対する答弁になりますが、本会議において、先に取り扱った議題について否決された場合、次に進めるかどうかということでしたので、全国市議会議長会のほうに見解を求めておりました。その結果、否決された場合、必ずしも議会運営委員会委員、常任委員会委員の選任が決定しないと、次の議事に進むことはできないということはないということでした。ですから、否決された場合でも、次の案件に移るということは可能ということになっております。

○委員長

ということでした。よろしいでしょうか。

続きまして、「日程の順序変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「日程の順序変更」について、説明させていただきます。

本日の議事日程の最後に、執行部から議案4件の提案理由説明、質疑、委員会付託を予定しておりますが、議会の構成が決定するまでに時間を要することから、執行部の負担を軽減する

ため、議長発議により、日程の順序を変更し、議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を先に行っていただいてはと考えております。

この後の進め方でございますが、本会議を開会しましたら、「日程の順序変更」について諮っていただきます。

ご議決いただきましたら、議案４件を一括議題として、提案理由説明、質疑の後、委員会付託を行い、各常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会の構成に関しては決定しておりませんので、委員会条例第３条の但し書きに、「後任者が選任されるまで在任する。」と規定しておりますことから、現在の委員会構成で委員会審査を行っていただくという運営をしていただいてはと考えております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「日程の順序変更」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

【休憩後、再開に至らず自然閉会】